

台湾の口蹄疫に関する情報

(2016年3月31日現在)

動物衛生課

1. 発生状況

(1) 発生概況

- 1997年
豚400万頭以上を殺処分する大規模なO型口蹄疫が発生(1929年以来68年ぶり)。その後、毎年O型口蹄疫が発生。
- 2001年2月～2009年
口蹄疫の発生報告なし。
- 2009年～
小規模なO型口蹄疫の発生が続発。
症例の多くは臨床所見が確認できず、PCR及びウイルス分離も陰性。口蹄疫ウイルスの非構造たん白質(NSP)に対する抗体を検出するELISA法により、抗体のみ陽性。
- 2013年5月27日
台中市(たいちゅうし)烏日区(うじつく)においてO型口蹄疫(豚)が発生。
本症例が家畜における直近のO型口蹄疫発生事例である。
- 2015年4月13日
金門県(きんもんけん)金寧郷(きんねいきょう)においてA型口蹄疫(牛)が発生。
本症例が台湾におけるA型口蹄疫の初発生事例である。
同年5月にも発生が認められ、2015年は計2件のA型口蹄疫(牛)が発生。

〔 Asia 1 型口蹄疫の発生は、国際獣疫事務局(OIE)のウェブサイト(WAHID)に記録の残る1996年以降、台湾において報告されていない。〕

出典:OIE等

(2) 発生件数

口蹄疫の発生件数

(単位:件)

年		2012	2013	2014	2015	
発生件数	Asia1 型	0	0	0	0	
	A 型	牛	0	0	0	2
		豚	0	0	0	0
	O 型	牛	0	0	0	0
		豚	15	3	0	0
	合計	牛	0	0	0	2
		豚	15	3	0	0

出典:OIE

(3) 発生状況地図

台湾における口蹄疫の発生状況地図については、農林水産省ホームページ>組織・政策>消費・安全局>口蹄疫に関する情報>台湾における口蹄疫の発生状況を参照ありたい。

http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_fmd/index.html

2. 口蹄疫の対策

(1) 防疫措置

- 台湾に存在すると考えられている血清型(株)のウイルスによる発生の場合には、感染農場の家畜に対する移動制限(14日間)をするとともに臨床検査、血清検査及びウイルス検査のための採材を行い、ウイルス学的検査陽性の場合には臨床症状を示す動物及び同居動物(pen-mates)の淘汰を実施。また、緊急ワクチン接種及び汚染施設等の消毒を実施。さらに感染農場の周囲 3km 以内に位置する偶蹄類動物飼育農場に対する臨床検査を実施。

《2015年4月に金門島において、A型口蹄疫が発生した際には以下の措置を実施》

- 発生農場からの移動制限及び全ての偶蹄類動物の殺処分(ワクチン接種していない血清型であるため)を実施。さらに、発生農場から半径 3km 以内の偶蹄類動物の移動制限及び臨床検査を実施し、半径 1km 以内の偶蹄類動物においてサンプルを回収。
- 食肉市場に隣接すると畜場におけると畜前後の検査を強化。
- 台湾本土への侵入を防ぐため、金門県からの偶蹄類動物の生体、生鮮肉及び加工肉の輸出を禁止。また、過去に金門県から偶蹄類動物を受け入れた本土のと畜場に対して半径 3km 以内の疫学調査を実施。

(2) サーベイランス

- 農場及び市場において定期的な臨床観察及び血清学的検査(中和試験及び NSP 抗体検査)による能動的サーベイランスを実施。
- 農場については、ワクチン接種の効果及びウイルスの活動を評価するため、1年当たり養豚農場 1,400 戸及び反芻動物農場 460 戸を対象とし、ランダムサンプリングによって 1 戸あたり 15 血清サンプルを採取し、血清学的検査を実施(20%有病率、95%信頼度)。2015年の結果:検査した偶蹄類動物農場の 80%以上が有効な中和抗体価(豚:1:16、その他反芻動物:1:32)を保有。
- 市場については、1年あたり少なくとも 4 万サンプル(1 由来農場あたり 1~2 頭)を採取し、NSP 抗体の検査を実施。
- NSP 抗体陽性又は、臨床検査で感染が疑われる場合は、家畜を出荷した農家に対する移動制限及び血清学的・ウイルス学的検査を実施。検査の結果、NSP 抗体又は抗原が陽性の場合、防疫措置を実施。NSP 抗体及び抗原が共に陰性の場合、中和抗体価に応じ、追加ワクチンを接種し、移動制限を解除。

(3) ワクチン接種

- 全ての偶蹄類動物に対し、O型(O-Taiwan株及びO-campos株)ワクチンを接種。
- 偶蹄類動物のワクチン接種率は90%以上。
- 肥育豚は12~14週齢で接種後、6ヵ月以上飼養する場合は追加接種。また、繁殖豚は12、16週齢、牛は12、16週齢、山羊は6、10週齢、鹿は8、12週齢にそれぞれ接種し、以降は半年に1回追加接種。

- ワクチン効果を測定するため接種後 3～5 週後にサーベイランス(中和試験)を実施。ワクチンを接種していない場合及び抗体価が低い(中和抗体価が 4 未満)場合は罰金が科せられる。一定の抗体価以下の場合にはワクチンの追加接種。
- 緊急時用にワクチン(A、Asia-1 型の単価ワクチンをそれぞれ 10 万ドーズ、O 型の単価ワクチンを 7 万ドーズ)及び抗原(A、Asia-1 型の抗原をそれぞれ 60 万ドーズ)を備蓄。
- 口蹄疫のワクチン接種に補助金を交付。

出典:2015/6/9-11、4th Coordination Committee Meeting and 2nd Scientific Meeting for East Asia under the OIE/JTF Project on FMD Control in Asia 会議資料、2015 年口蹄疫防疫に関するシンポジウム資料、第 22 回 OIE・東南アジア及び中国における口蹄疫防疫(SEACFMD)小委員会会合資料、行政院農業委員會動植物防疫檢疫局、OIE 等

3. 家畜の飼養頭数

(1) 飼養頭数 (単位:頭)

年	2012	2013	2014
牛	140,685	143,009	144,887
水牛	3,627	3,177	2,511
豚	6,265,546	6,004,717	5,806,237
めん羊	200	220	220
山羊	190,440	167,103	160,850

(2) と畜/生産頭数 (単位:頭)

年	2011	2012	2013
牛	29,100	29,223	30,000
水牛	1,731	1,700	1,600
豚	8,786,528	8,965,036	9,000,000
山羊	92,582	90,129	90,000

出典:FAO

<参考> 日本の偶蹄類家畜の飼養頭数(と畜/生産頭数)(2013年)

牛	4,065,000 (1,184,965) 頭
豚	9,685,000 (16,936,487) 頭
めん羊	13,000 (5,750) 頭
山羊	16,700 (2,800) 頭

出典:FAO

4. 我が国の台湾産偶蹄類関連品の輸入検疫措置と輸入状況

- (1) 生きた偶蹄類動物の家畜衛生条件:なし
- (2) 偶蹄類動物の精液、受精卵の家畜衛生条件:なし
- (3) 偶蹄類動物(牛、めん羊、山羊、豚、いのしし及び鹿)の畜産物の家畜衛生条件:あり

※ 農林水産大臣の指定した施設で一定の加熱処理がなされており、輸出国政府機関の検査証明書のあるものに限り輸入することができる。

※ 偶蹄類動物の畜産物とは、偶蹄類動物の肉、臓器、及びそれらを原料とするソーセージ、ハム、ベーコン。ただし、現在、偶蹄類動物の臓器については、対応した加熱処理施設が指定されていないため、事実上、輸入できない。

(4) 穀物のわら及び飼料用の乾草の家畜衛生条件:なし

(5) 輸入量

偶蹄類動物由来畜産物等の輸入量

(単位:トン)

年		2012	2013	2014
加熱処理肉 (牛)	台湾	0	0	0
	全世界	6,443	4,193	3,407
加熱処理肉 (豚)	台湾	238	384	143
	全世界	20,720	14,606	15,964
加熱処理ハム	台湾	0	0	0
	全世界	450	352	829
加熱処理 ソーセージ	台湾	262	261	222
	全世界	33,487	29,621	27,223
加熱処理 ベーコン	台湾	0	0	9
	全世界	47	179	51

出典:農林水産省 動物検疫統計

5. 台湾への出入国状況

台湾から日本への年間入国者数(2016年3月31日現在)

(単位:人)

年	2011	2012	2013	2014
入国者数	2,288,732	2,858,310	3,591,963	4,464,611

※ 入国者数は訪日外客数(日本人を含まない)と日本人台湾訪問者数を合計したもの

日本から台湾への年間訪問者数(2016年3月31日現在)

(単位:人)

年	2011	2012	2014	2014
訪問者数	1,294,758	1,392,557	1,381,142	1,634,790

出典:日本政府観光局(JNTO)

6. 学術的背景

本病の学術的背景については、国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構ホームページ＞動物衛生研究所＞口蹄疫を参照ありたい。

<http://www.naro.affrc.go.jp/niah/fmd/index.html>

7. 関連情報

その他の関連情報については以下のウェブサイト参照ありたい。

- ・ 国際獣疫事務局(OIE)ウェブサイト(口蹄疫の清浄国及び清浄地域リスト)

<http://www.oie.int/en/animal-health-in-the-world/official-disease-status/fmd/list-of-fmd-free-members/>

- ・ 動物検疫所ウェブサイト

<http://www.maff.go.jp/aqs/sosiki/index.html>

(動物検疫所の配置図) http://www.maff.go.jp/aqs/sosiki/office/09_2.html

(指定検疫物を輸入できる港・空港) <http://www.maff.go.jp/aqs/sosiki/pdf/shiteiko.pdf>